



第22回 定時株主総会 招集ご通知



2024年6月18日 (火曜日)
午前10時



広島市東区二葉の里三丁目5番4号
広テレビビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。



- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/1726/>



証券コード 1726
2024年5月31日

株 主 各 位

広島市東区光町二丁目6番31号
株式会社ビーアールホールディングス
代表取締役社長 藤 田 公 康

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第22回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.brhd.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1726/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ビーアールホールディングス」または「コード」に当社証券コード「1726」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2024年6月17日（月曜日）午後5時30分**までに議決権をご行使ください。

[郵送（議決権行使書）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年6月17日（月曜日）午後5時30分**までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. **日 時** 2024年6月18日（火曜日）午前10時
2. **場 所** 広島市東区二葉の里三丁目5番4号 広テレビビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 郵送（議決権行使書）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等と郵送（議決権行使書）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページのインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み社会経済活動は回復傾向となりました。しかしながら世界的な物価の高騰や金融引き締め等による世界経済の減速化及び地政学リスクの高まりにより、先行きは不透明な状況となりました。

当社グループの主力事業である建設業界におきましては、公共投資、民間投資とも堅調に推移しておりますが、供給面においては、建設資材の価格高騰や労務需給の逼迫等の影響もあり、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢の下、当連結会計年度の売上高は40,259百万円（前期比11.8%増）、営業利益は2,062百万円（前期比26.0%増）、経常利益は2,036百万円（前期比25.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,353百万円（前期比31.9%増）となりました。

当社グループのセグメントの業績は、次のとおりであります。なお、金額にはセグメント間取引を含めております。

【建設事業】

建設事業におきましては、北海道新幹線の軌道スラブ製作運搬及び新設橋梁工事等の大型受注がありましたが、前連結会計年度のような大型の床版取替工事の受注が減少したことにより、当連結会計年度の受注高は28,980百万円（前期比12.4%減）、手持工事高は43,615百万円（前期比11.0%減）となりました。

一方、大型工事が順調に進捗したことや、設計変更による増額契約の獲得により売上高は34,375百万円（前期比11.4%増）となり、セグメント利益は3,440百万円（前期比19.6%増）となりました。

【製品販売事業】

製品販売事業におきましては、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度と比べ大型の床版製作が減少しましたが、建築部材等その他の製品製作の受注が増えたこと等により前年並の6,083百万円（前期比7.1%減）となりました。

一方、第3四半期会計期間以降の製品製造の稼働が上がり、当連結会計年度の売上高は5,623百万円（前期比10.2%増）となり、セグメント利益は144百万円（前期比61.1%増）となりました。

【情報システム事業】

情報システム事業におきましては、当連結会計年度の受注高は561百万円（前期比17.1%増）となりました。受注済案件が順調に進んだことから当連結会計年度の売上高は541百万円（前期比9.3%増）、セグメント利益は36百万円（前期比67.3%増）となりました。

【不動産賃貸事業】

不動産賃貸事業におきましては、当社保有の極東ビルディングにおいて、事務所賃貸並びに一般店舗・住宅の賃貸管理のほか、グループ会社の拠点として、当社が一括して賃借した事務所を各グループ会社に賃貸しており、安定した売上高を計上しております。

当連結会計年度の売上高は167百万円（前期比3.3%減）、セグメント利益は111百万円（前期比3.0%減）となりました。

（事業の種類別セグメントの売上高推移）

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	2022年度		2023年度		前期比増減	
		構成比		構成比		増減率
建設事業	30,853	85.7%	34,375	85.4%	3,521	11.4%
製品販売事業	4,797	13.3	5,446	13.5	649	13.5
情報システム事業	333	0.9	399	1.0	66	20.1
不動産賃貸事業	38	0.1	36	0.1	△1	△3.3
合計	36,022	100.0	40,259	100.0	4,237	11.8

（注）セグメント間取引については相殺消去しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は406百万円であります。

当連結会計年度に実施した、主な設備投資は次のとおりであります。

製品販売事業	LPGボイラー新規取り付け工事	35百万円
製品販売事業	ガントリークレーン設置工事	28百万円
製品販売事業	セメント圧送装置入替工事	21百万円
製品販売事業	養生用蒸気配管更新工事	17百万円

(3) 資金調達状況

当連結会計年度末の借入金残高は、短期借入金11,500百万円と1年内返済予定の長期借入金2,199百万円及び長期借入金3,366百万円の合わせて17,066百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境において、橋梁・道路などの社会インフラはリニューアルの時期を迎えた補修と中長期的な災害対応による需要の増加、地球環境問題や強靱化対応のための技術の高度化が求められ、競争も激しさを増しています。

このように社会インフラへの要請が高まっている中、それを支えることができる高度な技術人材が求められています。一方で、建設業界における就業については、従来の3Kを払拭し、「給与がいい」「休暇がとれる」「希望が持てる」の新3Kを実現し、人材の層を厚くすることで業界全体の魅力を高める必要があります。

当社グループにおいても、新3Kを実現し、優秀な人材を獲得、育成し、働き甲斐のある環境を整備していくことが、強靱で良質な社会のインフラを世の中に提供し、事業を拡大していくためには必要不可欠であり、当社グループの企業価値の源泉と考えています。

当社グループは「人財確保の推進と育成の強化」を経営上の重要課題（マテリアリティ）と定め、「優秀な人材の獲得・定着・育成」の基本方針のもと、「社員教育改革」「働き方改革」「人事制度改革」の3つの改革を進め、高度な社会インフラを支える人材を育成し、社員と会社の健全な未来の実現に取り組んでまいります。

一方、地球環境を巡る課題の中でも、とくに気候変動と資源循環は、建設業界にとって最も重要な取り組むべき課題と認識しています。

リスクと機会の観点から、当社グループの事業活動による負荷の削減と、当社グループ独自の環境負荷削減技術による社会の負荷低減によって、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (当連結会計年度) (2024年3月期)
受 注 高	46,085	31,739	40,297	35,793
売 上 高	38,797	35,899	36,022	40,259
経 常 利 益	2,954	2,296	1,624	2,036
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,948	1,527	1,025	1,353
1株当たり 当期純利益	49円69銭	33円85銭	22円63銭	29円81銭
総 資 産	32,649	33,961	40,355	42,351
純 資 産	12,152	13,296	13,842	14,448

(注1) 受注高にはセグメント間取引を含めております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
当社には親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
極 東 興 和 株 式 会 社	1,600百万円	100%	土木建築業
東日本コンクリート株式会社	100	100	土木建築業
キョクトウ高宮株式会社	100	100	コンクリート製品製造
ケイ・エヌ情報システム株式会社	50	100	情報システム業務
豊 工 業 株 式 会 社	10	100	土木建築業

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

名 称	特定完全子会社の住所	当事業年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額
極 東 興 和 株 式 会 社	広島市東区光町二丁目6番31号	6,517百万円

(注) 当事業年度末における当社の総資産額は、26,470百万円であります。

(7) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社を持株会社とする子会社5社で構成され、橋梁を中心とするプレストレストコンクリート工事を専門分野とする建設事業を主な事業とし、製品販売事業としてコンクリート二次製品の製造販売、情報システム事業として情報処理、ソフトウェア開発等を展開しております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
極 東 興 和 株 式 会 社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京、北陸(新潟県)、名古屋(愛知県)、大阪、広島 四国(高知県)、福岡
	工 場	静岡、江津(島根県)、大分
東日本コンクリート株式会社	本 社	仙台市青葉区一番町二丁目2番13号(仙建ビル)
	工 場	巨理(宮城県)
キョクトウ高宮株式会社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	工 場	高宮(広島県)
ケイ・エヌ情報システム株式会社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京
豊 工 業 株 式 会 社	本 社	大分市大字上戸次字長川原3604番17号

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	458名	18名増
製品販売事業	48名	増減なし
情報システム事業	48名	1名増
全社(共通)	63名	1名減
合計	617名	18名増

(注1) 使用人数は就業員数であります。

(注2) 不動産賃貸事業につきましては、管理を外部委託しているため就業者はおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	増減なし	53.3歳	10.2年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,164百万円
株式会社広島銀行	4,674
株式会社中国銀行	2,413
株式会社山口銀行	2,213
株式会社もみじ銀行	2,413
株式会社七十七銀行	187

(注) 株式会社三菱UFJ銀行など6行との間で、総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 45,795,000株 |
| ③ 株主数 | 48,333名 |

(2) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,837千株	10.82%
トウショウアセットマネジメント株式会社	4,020千株	8.99%
藤田 康	1,791千株	4.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,042千株	2.33%
ビーアールグループ社員持株会	1,005千株	2.25%
広成建設株式会社	988千株	2.21%
ビーアールグループ取引先持株会広島支部	920千株	2.05%
株式会社三菱UFJ銀行	800千株	1.79%
トウショウ産業株式会社	690千株	1.54%
ビーアールグループ取引先持株会大阪支部	674千株	1.50%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,104,647株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員であるものを除く。）	54,000	2

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2023年11月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・ 取得した株式の種類及び総数 | 当社普通株式 1,000,000株 |
| ・ 株式の取得価額の総額 | 365,596,200円 |
| ・ 取得期間 | 2023年11月13日～2024年3月13日 |

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権			
発行決議日		2015年6月25日	2016年6月24日	2017年6月23日			
新株予約権の数		370個	410個	410個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 74,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき200株)			
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 33,300円 (1株当たり166円50銭)	新株予約権1個当たり 38,900円 (1株当たり194円50銭)	新株予約権1個当たり 76,800円 (1株当たり384円)			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円			
権利行使期間		2015年7月28日から 2045年7月27日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで	2017年7月25日から 2047年7月24日まで			
新株予約権の主な行使の条件		(注1)	(注1)	(注1)			
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数	370個	新株予約権の数	410個	新株予約権の数	410個
		目的となる株式数	74,000株	目的となる株式数	82,000株	目的となる株式数	82,000株
		保有者数	2名	保有者数	4名	保有者数	4名

(注1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注2) 監査等委員である取締役の保有分はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 公康	極東興和株式会社 取締役相談役
取締役	石井 一生	技術本部長 極東興和株式会社 代表取締役会長 東日本コンクリート株式会社 取締役
取締役	山根 隆志	営業本部長 極東興和株式会社 代表取締役社長 東日本コンクリート株式会社 取締役 キョクトウ高宮株式会社 代表取締役社長
取締役	天津 武史	管理本部長 極東興和株式会社 取締役管理本部長
取締役	末竹 一春	東日本コンクリート株式会社 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	山 縣 修	極東興和株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	小 田 清 和	弁護士 株式会社アンフィニ広島 社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐 上 芳 春	公認会計士 株式会社ジェイ・エム・エス 社外取締役 (監査等委員) 広島市農業協同組合 代表監事 日本公認会計士協会 理事 (中国会会長兼任)
取締役 (監査等委員)	三 浦 房 紀	山口大学工学部 名誉教授 山口大学大学研究推進機構 特命教授 (研究) 一般社団法人やまぐちGISひろば 代表理事 有限会社山口ティール・エル・オー 代表取締役 地方独立行政法人山口県産業技術センター 宇宙データ利用推進センター プロジェクト・ディレクター DMA 代表 インドネシア国立大学ウダヤナ大学 客員教授

(注1) 小田清和氏、佐上芳春氏及び三浦房紀氏は、社外取締役であります。

(注2) 佐上芳春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注3) 小田清和氏、佐上芳春氏及び三浦房紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集、重要な社内会議における情報共有、会計監査人との情報交換及び内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、山縣修氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、子会社の取締役及び監査役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年12月17日の取締役会で変更決議しております。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の内容は、以下のとおりです。

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

当社の役員報酬は、持続的な企業価値の向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、中長期的な業績向上へのインセンティブとして機能するため、以下の点に基づき、構築・運用するものとする。

①短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬制度とする。

②持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とする。

③報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期または条件の決定に関する方針

①取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じた金銭による月例の固定報酬とし、業績、同業他社の支給水準、経営環境を考慮し、適宜、見直しを図る。

②監査等委員の基本報酬は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、金銭による固定報酬のみとし、月例及び一部については事業年度終了後3ヶ月以内に支給する。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法、及び付与の時期または条件の決定に関する方針

業績連動報酬として、当社は役員賞与制度を採用する。取締役（監査等委員であるものを除く。）について、各事業年度の業績に対するインセンティブとして、税金等調整前当期純利益の事業計画で定めた目標値の達成率及び対前年増減率に加え、役位、職責、在任年数を考慮し、年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に支給する。

d. 株式報酬の内容、その額または算定方法、及び付与の時期または条件の決定に関する方針

当社取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）について、当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみな

らず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。

なお、対象取締役が継続して、当社または当社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

付与する株式の個数は役位に応じて決定する。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に支給する役員賞与は、基本報酬の概ね1/3とし、各事業年度の業績に応じ30%以内の範囲で加減算する。

なお、譲渡制限付株式報酬については基本報酬に対する割合を一定の水準には固定せず、当社の株価が向上するにつれ役員報酬総額に占める株式報酬の割合が高くなる設計とするが、報酬総額の50%を超えないよう、随時見直しを行う。

また、当社の役員報酬のうち、非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬とする。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会（2021年12月17日取締役会にて変更）が作成する個人別報酬の審議・答申を尊重し、監査等委員会からの助言を踏まえ、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

なお、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、内規に基づき役位毎に定める。

② 当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等の内容が当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会等が判断した理由

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定しております。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会が作成する個人別報酬の審議・答申を尊重し、監査等委員会からの助言を踏まえ、取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

指名・報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容及び額の決定の方法の整合性、報酬等の内容及び額を導き出す過程の合理性等をはじめとする報酬等の決定に関する事項について多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会に答申しました。

取締役会は、指名・報酬委員会の審議の過程と答申の内容を確認し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しました。

③ 取締役会から取締役その他の第三者に対して取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る権限を委任した理由

当事業年度については、2023年6月16日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長

藤田公康氏に対して、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の決定を委任しております。

当社は、重要な業務執行について機動的な経営判断を行うことを取締役会の重要な機能と位置付けており、取締役の多くが業務執行取締役であります。当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、取締役会における合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限の委任をしたものであります。また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、指名・報酬委員会から提出された個人別報酬額の答申を尊重して、監査等委員会からの助言を踏まえ個々の取締役の報酬の内容を決定しております。

なお、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、内規により役位別に定めております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	64 (-)	34 (-)	9 (-)	20 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (12)	24 (12)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 （うち社外取締役）	88 (12)	58 (12)	9 (-)	20 (-)	8 (3)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役であるものを除く。）の員数は、5名です。また2018年6月22日開催の株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する報酬として年額60百万円以内、割当てを受ける普通株式の総数を年160,000株以内の範囲で譲渡制限付株式報酬を支給することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役であるものを除く。）の員数は、4名です。

(注3) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(注4) 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名は無報酬のため、除いております。

(注5) 上記の取締役（監査等委員）には、2023年6月16日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）が1名含まれております。

(注6) 業績連動報酬等は、毎期の業績に対するインセンティブとして役員賞与制度を採用しております。役員賞与の支給額は、税金等調整前当期純利益について事業計画上の達成率及び前年同期比を考慮して支給水準を検討し、報酬委員会の審議を経て取締役会で承認しております。役員賞与の額は、当期の事業計画上の経常利益から算出した税金等調整前当期純利益2,000百万円（連結）に対し、実績額は2,036百万円（連結）と同水準であったことから、支給倍率は4.0（前事業年度は4.0）といたしました。

(注7) 非金銭報酬等の内容は、当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「(4)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載してあります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）小田清和氏は、株式会社アンフィニ広島の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社アンフィニ広島との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐上芳春氏は、株式会社ジェイ・エム・エスの社外取締役（監査等委員）及び広島市農業協同組合の代表監事を兼務しております。なお、当社は株式会社ジェイ・エム・エス及び広島市農業協同組合との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）三浦房紀氏は、山口大学工学部名誉教授、山口大学大学研究推進機構特命教授（研究）、一般社団法人やまぐちGISひろば代表理事、有限会社山口ティーン・エル・オー代表取締役、地方独立行政法人山口県産業技術センター宇宙データ利用推進センタープロジェクト・ディレクター、DMA代表及びインドネシア国立大学ウダヤナ大学客員教授を兼務しております。
 なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 小田清和	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会は開催16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、近年の法令改正（働き方改革、令和元年会社法改正等）について外部の法律専門家として情報提供を行うとともに、当社の取組み状況について必要な助言・指導を行っております。</p>
社外取締役（監査等委員） 佐上芳春	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会は開催16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム、経理及び財務について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役（監査等委員） 三浦房紀	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会は開催16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に研究開発・環境分野での見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、地震工学・防災工学の専門家として情報提供を行うとともに、当社の取組み状況について必要な助言・指導を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の適正性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である改訂JSOX基準に伴う指導助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、「B r. H D グループ企業行動基準」を定める。
 - (ロ) 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図るため、当社社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、「倫理委員会規程」に基づき適切に運用する。
 - (ハ) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、グループのコンプライアンス統括部署を社長室とする。
 - (ニ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部窓口を含めた社内通報システムを整備し、「公益通報者保護規程」等に基づき適切に運用する。
 - (ホ) 当社は、当社グループの反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整備・維持する。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 当社グループは、各社の「取締役会規程」に従い法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録の作成・保管を行い、その他の取締役の職務執行に係る情報については、「文書規程」及び「セキュリティ管理規程」に基づき管理し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図る。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 当社は、当社グループのリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を構築する。
 - (ロ) 当社社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、グループのリスク管理事項について問題が発生した場合は、速やかにその評価を行い、各関係部署と連携し改善策を策定するとともに、遅滞なくステークホルダーへ開示される措置を講じる。また、不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 当社は取締役会を原則毎月1回開催し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - (ロ) 子会社取締役は、当社の「関係会社規程」に従い、効率的に職務を執行する。
 - (ハ) 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期事業計画を策定し、グループの事業年度ごとの予算を立案し、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
 - (ニ) 当社は、月1回経営会議において事業計画の進捗や予算の実績管理を行う。
- ⑤ グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社は、グループにおける業務の適正を確保するため、「B r. H D グループ企業行動基準」と「関係会社規程」を定め、グループ各社の経営方針及び経営状況の管理を行う。

- (ロ) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とする。
- (ハ) 当社グループ内の取引については、取引の経済的合理性を検証するとともに、取引条件が第三者との取引と比較して著しく乖離しない水準を確認し、必要に応じ専門家を利用する。
- (二) 当社取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として派遣し、子会社の営業成績、財務状況その他重要事項の取扱いについてモニタリングする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性の確保
 - (イ) 職務の遂行上必要な場合、監査等委員会は補助使用人等の設置を求めることができる。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助する補助使用人の任免・評価・賃金等に関しては、予め監査等委員会の同意がなければならないとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - (イ) 監査等委員会は、基本方針の決定又は決議に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から監査等委員会に対して適時かつ適切な報告がなされる（子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会に直接又は間接に報告をされることを含む。）。
 - (ロ) 監査等委員会は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査等委員会に報告する体制を確立するよう、取締役に対して求める。
- ⑧ 子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - (イ) 監査等委員会は、取締役及び使用人等から、子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。
 - (ロ) 監査等委員会は、その職務の執行に当たり、子会社の監査役、内部監査部門等、又は会計監査人と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るとともに、実効的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
 - (ハ) 選定監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があると認めるときは、子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは行わない。
 - (ロ) 監査等委員会は、重要な情報が監査等委員会にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムがグループを含め有効に機能しているかを監視及び検証しなければならない。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (イ) 監査等委員の職務の執行によって生ずる費用は、前払又は償還を行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査等委員会は、経営者と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や対処すべき課題等について意見・情報の交換を行う。

- (ロ) 監査等委員会は、内部監査部門等からその監査結果等について報告を受け、当社グループの取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性を検討する。
- (ハ) 監査等委員会は会計監査人と随時会合を持ち、監査結果や監査時の気づきについて意見交換を行う。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

- ① 業務執行の効率性向上に関する取組みの状況
当社では、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、効率的な意思決定を行っております。
当事業年度は、取締役会を16回開催し、事業方針の決定、規程改定等について審議を行いました。
また、取締役会及び経営会議においては、当社グループの個別・連結業績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題とその対策について議論を行いました。
- ② リスク管理体制及び取組みの状況
当社では、「リスク管理規程」に基づき当社代表取締役社長を委員長とし、当社の管理本部長、営業本部長、技術本部長、社長室長、内部監査室長が委員となるリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスク管理を行うことと定めております。またリスク管理責任者を各管理部門の長とし、当社及び子会社のリスク管理を行うこととしております。
- ③ コンプライアンス体制及び取組みの状況
当社では、コンプライアンス体制の強化・推進を目的に、「倫理委員会規程」により倫理委員会を設置し、当社代表取締役社長を委員長とし、当社管理本部長、当社営業本部長、当社技術本部長、当社社長室長、当社内部監査室長が委員を務め、当社及び子会社の企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案及び推進することと定めております。
具体的には、必要に応じて委員会を開催することとしており、また「B rグループ企業行動基準」を作成し、社内及び子会社の役員を含む全従業員への啓蒙活動を行うとともに、社内イントラネット上に「ヘルプデスク窓口」を設けて、子会社を含む従業員よりの意見・提言を徴収し倫理活動に反映させるようにしております。
- ④ 情報システム及び情報セキュリティに関する取組みの状況
当社では、情報システムの企画・開発・運用・保守というサイクルの中で、効果的な情報システムの投資、情報システムにまつわるリスクを適切にコントロールすることを目的とし、情報システム委員会を設置しております。
- ⑤ 監査等委員会に関する運用状況
現状の監査等委員会には独立性、専門性を有する社外役員が過半数在籍し、また、常勤の監査等委員を設置し、内部監査室及び会計監査人等から機動的に情報収集、内部統制やリスク管理等の運用状況、監査報告等の情報をモニタリングし、実査も含めガバナンスの強化に向けた監視を行う体制としております。
またガバナンスの実効性を高める対策としては、有効な経営情報を収集するため、内部監査室との同行監査、子会社の重要会議・主要会議への出席及び議事録の閲覧等、加えて取締役の業務執行把握のため、面談（ヒアリング）を計画的に実行しております。

⑥ 内部監査に関する運用状況

当社グループの内部監査はグループ全体として経営の有効性、効率性を確保するための経営管理体制のもとに業務の健全性・的確性及び社会的信頼性を確保することを目的としております。

当社における内部監査は、当社内部監査室において「内部監査実施計画書」を作成し、当社グループ全社を対象に、「内部監査規程」に定められている内容（業務執行及び組織運用の状態、諸規則及び会社の規程、通達等の実施状況、業務能率及び経営合理化の状態、財務管理及び収支運営の状態、資産の取得、運営、保全及び処分事項）の他、適時に必要と考えられる項目（例えば、国土交通省からの通達事項等社会的要求事項の実施状況）について監査を行っております。

⑦ 関連当事者取引等

当社又は当社の子会社が新たに取引を行う場合、取引担当者は、取引開始前に取引相手が関連当事者に該当しないかどうかについて当社総務部へ照会を行います。

照会の結果、関連当事者と新たな取引を行う場合には、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従い、取締役会において意思決定を行っております。また、関連当事者取引が承認された場合には、当社管理本部長は、有価証券報告書等の「関連当事者取引」への記載の要否の検討について経理部長に指示しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に対応した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本とし、将来の事業展開と経営基盤の強化に備えるため、設計・開発を含む技術サポートの強化及び国内拠点ネットワークの整備等、内部留保金の充実等を勘案したうえで積極的に株主に利益還元していく方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき8円（普通配当7円＋特別配当1円）とさせていただきますことを提案いたしました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,367	流 動 負 債	24,403
現 金 預 金	1,838	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	5,022
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	30,033	電 子 記 録 債 務	3,021
未 成 工 事 支 出 金	683	短 期 借 入 金	11,500
商 品 及 び 製 品	1,717	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,199
仕 掛 品	191	未 払 金	181
材 料 貯 蔵 品	443	未 払 法 人 税 等	508
未 収 入 金	1,431	未 払 消 費 税 等	234
そ の 他	28	預 り 金	252
固 定 資 産	5,984	未 成 工 事 受 入 金	1,091
有 形 固 定 資 産	5,080	工 事 損 失 引 当 金	46
建 物 ・ 構 築 物	2,229	そ の 他	343
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	615	固 定 負 債	3,499
土 地	2,201	長 期 借 入 金	3,366
建 設 仮 勘 定	15	そ の 他	133
リ ー ス 資 産	18	負 債 合 計	27,903
無 形 固 定 資 産	119	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	99	株 主 資 本	14,188
電 話 加 入 権	20	資 本 金	3,114
投 資 そ の 他 の 資 産	783	資 本 剰 余 金	2,761
投 資 有 価 証 券	546	利 益 剰 余 金	8,719
繰 延 税 金 資 産	93	自 己 株 式	△407
そ の 他	161	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	172
貸 倒 引 当 金	△18	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	172
資 産 合 計	42,351	新 株 予 約 権	87
		純 資 産 合 計	14,448
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,259
売上原価	35,288
売上総利益	4,970
販売費及び一般管理費	2,908
営業利益	2,062
営業外収益	105
受取利息及び配当金	8
スクラップ売却益	39
事故関連収入	18
その他	39
営業外費用	131
支払利息	69
工事保証料	18
資金調達費用	18
事故関連費用	18
その他	6
経常利益	2,036
税金等調整前当期純利益	2,036
法人税等合計	682
法人税、住民税及び事業税	721
法人税等調整額	△39
当期純利益	1,353
親会社株主に帰属する当期純利益	1,353

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,114	2,773	7,912	△152	13,647
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△546		△546
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,353		1,353
自己株式の取得				△365	△365
自己株式の処分		△11		111	99
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△11	807	△254	541
当連結会計年度末残高	3,114	2,761	8,719	△407	14,188

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	92	92	103	13,842
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△546
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,353
自己株式の取得				△365
自己株式の処分				99
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	80	80	△15	64
当連結会計年度変動額合計	80	80	△15	605
当連結会計年度末残高	172	172	87	14,448

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,740	流動負債	14,479
現金預金	659	短期借入金	11,500
営業外受取手形	252	1年内返済予定の長期借入金	2,199
関係会社短期貸付金	12,630	未払金	52
未収入金	190	未払費用	6
その他	8	未払法人税等	4
固定資産	12,729	預り金	716
有形固定資産	1,236	その他	0
建物	185	固定負債	3,471
土地	1,028	長期借入金	3,366
その他	22	繰延税金負債	22
無形固定資産	93	長期未払金	4
ソフトウェア	93	長期預り保証金	77
その他	0	負債合計	17,951
投資その他の資産	11,399	純資産の部	
投資有価証券	351	株主資本	8,315
関係会社株式	7,324	資本金	4,813
長期前払費用	3	資本剰余金	2,814
関係会社長期貸付金	3,720	資本準備金	2,313
その他	0	その他資本剰余金	501
資産合計	26,470	利益剰余金	1,093
		利益準備金	159
		その他利益剰余金	933
		繰越利益剰余金	933
		自己株式	△407
		評価・換算差額等	117
		その他有価証券評価差額金	117
		新株予約権	87
		純資産合計	8,519
		負債・純資産合計	26,470

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,419
関係会社受取配当金	1,110
経営管理収入	142
不動産賃貸収入	167
営 業 費 用	675
不動産賃貸原価	55
販売費及び一般管理費	619
営 業 外 利 益	744
営業外収入	122
受取利息	116
受取配当金	3
その他	2
営 業 外 費 用	84
支払利息	69
資金調達費用	12
その他	3
経 常 利 益	781
税 引 前 当 期 純 利 益	781
法 人 税 等 合 計	△56
法人税、住民税及び事業税	△55
法人税等調整額	△1
当 期 純 利 益	838

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本													
	資本金	資 本			剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 準	本 金	そ の 他	資 本	剰 余	金 計	利 益	剰 余	金 計				
当期首残高	4,813	2,313	512	2,826	159	641	801	△152	8,288					
当期変動額														
剰余金の配当						△546	△546		△546					
当期純利益						838	838		838					
自己株式の取得								△365	△365					
自己株式の処分			△11	△11				111	99					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)														
当期変動額合計	-	-	△11	△11	-	291	291	△254	26					
当期末残高	4,813	2,313	501	2,814	159	933	1,093	△407	8,315					

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	64	64	103	8,456
当期変動額				
剰余金の配当				△546
当期純利益				838
自己株式の取得				△365
自己株式の処分				99
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52	52	△15	37
当期変動額合計	52	52	△15	63
当期末残高	117	117	87	8,519

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ビーアールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	秀	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	本	芳	樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーアールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ビーアールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	秀	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	本	芳	樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社ビーアールホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 山 縣 修 ㊟

監査等委員 小 田 清 和 ㊟

監査等委員 佐 上 芳 春 ㊟

監査等委員 三 浦 房 紀 ㊟

(注) 監査等委員小田清和、佐上芳春及び三浦房紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営成績に対応した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本とし、株主還元の指標として、連結配当性向30%を目標としておりましたが、今般、あらためて今後の財務・資本戦略について、業績動向、資金需要、資本効率、資本コストなどを総合的に勘案し検討した結果、ROEの目標達成（10%以上）維持のためには資本効率を意識した株主還元の実施が望ましいと判断し、株主還元の目標を連結配当性向40%に引き上げ、新たにDOE（株主資本配当率）4%を採用することにいたしました。

当期の期末配当につきましては、1株当たり1円増額した7円とし、併せて、株主優待制度の廃止に伴い、2024年3月31日を基準日とする当社株主名簿に記載されたすべての株主様に1株当たり1円の特別配当を実施させていただくことといたしました。

これにより、中間配当金として1株当たり6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり14円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円（普通配当7円＋特別配当1円） 配当総額は357,522,824円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>ふじ た きみ やす 藤田 公康 (1950年9月9日生)</p>	<p>1976年8月 大塚製菓(株)入社 1981年9月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社取締役 社長室長 1983年9月 同社常務取締役管理本部長 1985年9月 同社代表取締役社長 1993年9月 同社代表取締役会長 2002年9月 当社取締役 2005年6月 当社代表取締役社長 (現在) 2015年6月 極東興和(株)代表取締役社長 2022年6月 同社取締役相談役 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 極東興和(株) 取締役相談役</p>	1,791,800株
<p>選任の理由</p> <p>経営者として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた長年の実績と経営全般における豊富な経験と幅広い見識は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">再任</p> <p style="text-align: center;">いし い かず お 石 井 一 生 (1959年9月27日生)</p>	<p>1983年4月 建設省(現 国土交通省) 入省 2001年1月 国土交通省中国地方整備局松江国道工事事務所長 2003年7月 広島高速道路公社企画調査部長 2005年11月 国土交通省総合政策局国際建設技術企画官 2008年4月 高知県土木部長 2012年9月 国土交通省四国地方整備局企画部長 2015年10月 当社入社 2016年6月 当社取締役技術本部長 2017年10月 極東興和(株)取締役工事本部長 2018年6月 東日本コンクリート(株)取締役(現在) 2020年6月 当社常務取締役技術本部長 2020年6月 極東興和(株)常務取締役工事本部長 2022年4月 同社代表取締役会長(現在) 2022年6月 当社取締役技術本部長(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 極東興和(株) 代表取締役会長 東日本コンクリート(株) 取締役</p>	148,600株
<p>選任の理由 国土交通省において要職を歴任し、海外での勤務実績など豊富な経験と幅広い見識は、当社グループの建設事業の拡大に貢献すると共に、当社グループの中核会社である極東興和(株)の代表取締役会長として経営を担っております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">やまね たかし 山根隆志 (1959年5月31日生)</p>	<p>1980年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2014年6月 同社取締役営業本部副本部長 2015年6月 同社取締役営業本部長 2015年6月 当社取締役営業本部長 2015年6月 東日本コンクリート(株)取締役 (現在) 2018年6月 キョクトウ高宮(株)代表取締役社長 (現在) 2020年6月 当社常務取締役営業本部長 2020年6月 極東興和(株)常務取締役営業本部長 2022年4月 極東興和(株)代表取締役社長 (現在) 2022年6月 当社取締役営業本部長 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 極東興和(株) 代表取締役社長 東日本コンクリート(株) 取締役 キョクトウ高宮(株) 代表取締役社長</p>	172,200株
<p>選任の理由</p> <p>主に営業及び技術開発部門で豊富な経験を有し、現在、当社営業本部長としてグループ全体の営業戦略・研究開発・海外事業でリーダーシップを発揮すると共に、当社グループの中核会社である極東興和(株)の代表取締役社長として指揮を執っております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>再任</p> <p>あま つか たく し 天津 武 史 (1958年2月4日生)</p>	<p>1981年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2007年6月 東日本コンクリート(株)監査役 2016年6月 当社取締役管理本部副本部長 2019年6月 当社取締役管理本部長 (現在) 2019年6月 極東興和(株)取締役管理本部長 2024年4月 極東興和(株)取締役 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 極東興和(株) 取締役</p>	90,100株
<p>選任の理由</p> <p>主に経理・財務部門で豊富な経験を有し、現在、当社管理本部長としてグループ全体の経理・総務部門を統括しており、その経理及び総務に関する高い見識は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p>再任</p> <p>すえ たけ かず はる 末 竹 一 春 (1956年4月8日生)</p>	<p>1980年3月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2007年10月 同社福岡支店営業部長 2013年4月 同社営業本部営業部部長 2015年4月 同社東京支店長 2016年6月 同社取締役東京支店長 2023年4月 同社取締役 2023年4月 東日本コンクリート(株)代表取締役社長 (現在) 2023年6月 当社取締役 (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東日本コンクリート(株) 代表取締役社長</p>	96,300株
<p>選任の理由</p> <p>主に営業部門で豊富な経験を有し、現在、当社グループの中核会社である東日本コンクリート(株)の代表取締役社長として指揮を執っており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。各候補者が取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役三浦房紀氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き内部統制機能及び取締役の職務執行監査機能の改善強化を実施するため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>再任</p> <p>独立</p> <p>社外</p> <p>三浦房紀 (1950年4月19日生)</p>	<p>1992年6月 山口大学工学部 教授</p> <p>2006年4月 山口大学大学院理工学研究科長・工学部長</p> <p>2010年5月 インドネシア国立大学ウダヤナ大学 客員教授 (現在)</p> <p>2014年4月 山口大学副学長・国際・地域連携担当</p> <p>2015年5月 やまぐちG I Sひろば (現(一社)やまぐちG I Sひろば) 代表理事 (現在)</p> <p>2017年2月 山口大学応用衛星リモートセンシング研究センター長</p> <p>2017年10月 宇宙航空研究開発機構(JAXA)第一宇宙技術部門・総括研究開発員</p> <p>2018年6月 (有)山口ティー・エル・オー 代表取締役 (現在)</p> <p>2019年8月 (地独)山口県産業技術センター 宇宙データ利用推進センター プロジェクト・ディレクター (現在)</p> <p>2020年4月 山口大学大学研究推進機構 特命教授(研究) (現在)</p> <p>2020年6月 DMA 代表 (現在)</p> <p>2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現在)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>山口大学工学部 名誉教授</p> <p>山口大学大学研究推進機構 特命教授(研究)</p> <p>(一社)やまぐちG I Sひろば 代表理事</p> <p>(有)山口ティー・エル・オー 代表取締役</p> <p>(地独)山口県産業技術センター 宇宙データ利用推進センター プロジェクト・ディレクター</p> <p>DMA 代表</p> <p>インドネシア国立大学ウダヤナ大学 客員教授</p>	<p>一株</p>
<p>選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>三浦房紀氏は、工学博士として地震工学・防災工学等の幅広い知識と経験を備え、特に研究開発・環境分野での知見を活かし、独立的な立場から当社グループの経営を監視・監督することを期待しております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

- (注) 1. 三浦房紀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦房紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 現在、三浦房紀氏は当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
当社は、監査等委員である社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、三浦房紀氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
三浦房紀氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限度額が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。
三浦房紀氏が取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者として、当該契約を更新する予定であります。
6. 三浦房紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を定めており、以下のすべての要件に該当しないと判断される場合に、社外役員候補者として指名しております。

- ①当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に対して行った者）またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な借入先（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。）またはその業務執行者
- ④当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤当社または当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計士または弁護士等の専門家
- ⑥過去5年間において上記①から⑤のいずれかに該当していた者
- ⑦上記①から⑥までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

《ご参考》 第2号議案及び第3号議案が承認された後の経営体制（予定）

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会及び監査等委員会の体制は、本定時株主総会終了後の取締役会において次のとおりとなる予定であります。

なお、取締役9名のうち、独立社外取締役は3名(比率33%)、指名・報酬委員会の委員4名のうち、独立社外取締役は3名(比率75%)となる予定です。

氏名	地位および担当	企業経営	財務会計	法務 リスク管理	人事労務 人材開発	サステナビリティ/ 環境・DX	技術 研究開発	安全 品質	指名・報酬 委員
藤田 公康	代表取締役 社長	○	○	○		○			○
石井 一生	取締役 技術本部長	○				○	○	○	
山根 隆志	取締役 営業本部長	○			○	○	○		
天津 武史	取締役 管理本部長	○	○	○	○				
末竹 一春	取締役	○		○				○	
山縣 修	取締役 監査等委員	○		○				○	
小田 清和	取締役 監査等委員 (独立・社外)			○					○
佐上 芳春	取締役 監査等委員 (独立・社外)		○						○
三浦 房紀	取締役 監査等委員 (独立・社外)				○	○	○		○

※当該記載は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力を示すものではありません。

以 上

<インターネット等による議決権行使のご案内>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット等または郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログイン

ID] および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合がございます。QRコードでのログインができない場合には、「2. (1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。



行使
期限

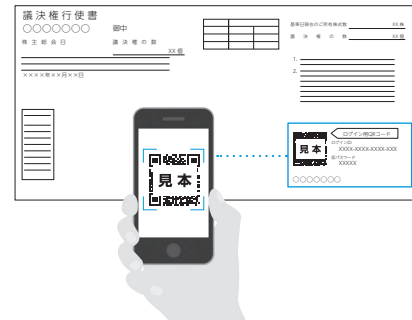
2024年6月17日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

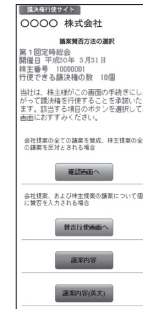
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777
上場証券取引所	東京証券取引所（プライム市場）
公告の方法	電子公告により行う。 当社ウェブサイト (https://www.brhd.co.jp/) (ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)

株主総会会場ご案内図

〒732-8575 広島市東区二葉の里三丁目5番4号 広テレビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A



<鉄道でお越しの方>

J R 「広島駅」 新幹線口（北口）前から徒歩4分

広島電鉄「広島駅」 から徒歩6分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT